第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べな字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちな		4条)の規定に照らし、 内に	こ入れるべき最も適切
無線局を開設しようとする者は、 A (1) B 無線局で総務省令で定めるもの (2) 26.9 MH z から 27.2 MH z までの 務省令で定めるものであって、適合表示 (3) 空中線電力が C 以下である無線の指定)の規定により指定された呼出符合 有することにより他の無線局にその運用で かつ、適合表示無線設備のみを使用する。 (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線	の の周波数の電波を使用し、か 無線設備のみを使用するもの 局のうち総務省令で定める。 号又は呼出名称を自動的に を阻害するような混信その低 もの	つ、空中線電力が 0.5 ワット以下で) らのであって、電波法第 4 条の 2 (呼 送信し、又は受信する機能その他総額	である無線局のうち総 呼出符号又は呼出名称 8省令で定める機能を
A1 当該無線局の無線設備の操作を行うこ。2 当該無線局の無線設備の操作を行うこ。3 総務大臣の免許を受け4 総務大臣の免許を受け		B 小規模な 発射する電波が著しく微弱な 発射する電波が著しく微弱な 小規模な	C 1ワット 0.01ワット 1ワット 0.01ワット
A-2 アマチュア無線局の予備免許を受けた者でものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから		引する記述として、電波法(第9条)	の規定に適合しない
1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、	通信事項を変更しようとす	⁻ るときは、あらかじめ総務大臣の記	午可を受けなければな
らない。 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 なければならない。	無線設備の設置場所を変見	見しようとするときは、あらかじめ 線	総務大臣の許可を受け
3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 を総務大臣に届け出なければならない。	総務省令で定める軽微な事	写項について工事設計を変更したと	きは、遅滞なくその旨
4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、は、あらかじめ総務大臣の許可を受けなり		E中線電力に変更を来す工事設計を3	変更しようとするとき
A-3 次の記述は、無線局の再免許の申請につい 照らし、 内に入れるべき最も適切な	,	泉局免許手続規則(第16条の2及で 4 までのうちから一つ選べ。	が第17条)の規定に
 再免許の申請がアマチュア局(人工衛星作するアマチュア局を除く。以下同じ。) する。 (1)免許の番号 (2)識別信号 (3) A (4)希望する免許の有効期間 (5)申請の際における無線局事項書及び ② 再免許の申請は、アマチュア局にあって 	に関するものであるときは、 工事設計書の内容	再免許申請書に次の各号に掲げる事	事項を記載するものと
Α	В		
1 無線設備の設置場所2 無線設備の設置場所	1箇月以上1年を超え 3箇月以上6箇月を起		

3免許の年月日及び有効期間満了の期日3 箇月以上6 箇月を超えない期間4免許の年月日及び有効期間満了の期日1 箇月以上1年を超えない期間

	3 無線局の免許がその効	を廃止したときは、 n力を失ったときは、 n力を失ったときは、	その旨を総務大臣に届け 免許人であった者は、1 免許人であった者は、退	箇月以内にその免	い。 許状を返納しなければならない。 去その他の総務省令で定める電源	
A-	規定に照らし、 内		- " " "		設備規則(第24条及び第25条 ちから一つ選べ。なお、同じ記	
		的に発する電波又は	は高周波電流が、総務省令	で定める限度を超	えて A を与えるものであっ	っては
	て測定した場合に、その	回路の電力が B の規定において、反 受信設備は、なる。 と。 と。 こと。	以下でなければならた 別に定めのある場合は、そ	よい。ただし、無線 この定めるところに		
	A		В	С		
	 他の無線設備の機能に 他の無線設備の機能に 		4ナノワット	了解度		
	2 他の無線設備の機能に3 重要無線通信を行う無		20ミリワット 4ナノワット	安定度 安定度		
	4 重要無線通信を行う無		20ミリワット	了解度		
A-6	② 「平均電力」とは、通	を下の1から4ま 常の動作状態におい 常の動作中の送信板	でのうちから一つ選べ。 ハて、 A の電力をい 幾から空中線系の給電線に	う。 E供給される電力で	の規定に照らし、	れる
	A WATE LIE WELLS TO YET		と、光戸松の古田本山上の目	a 1.	B = B bb W	
			た送信機の高周波出力の最 た送信機の高周波出力の最		最高周波数 最低周波数	
	++ 4.	における無線周波	数1サイクルの間に送信機		最低周波数	
	#4,	における無線周波	数1サイクルの間に送信榜	後から空中線系の	最高周波数	
A-'		組合せを下の 1 かり 、	ら 4 までのうちから一つ資 カウンターポイズには [w をそれぞれ	i条)の規定に照らし、	内に入
	A	В	С			
		1.3				
	1 整合器及び避雷器	避雷器	26.175MHzを超	える		
	1 整合器及び避雷器	避雷器	26.175MHzを超	Ø)		

A-4 アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する記述として、電波法(第22条から第24条まで及び

第78条)の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

までのうちから一つ選べ。	
1 空中線の利得	
2 水平面の主輻射の角度の幅	
3 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの	
4 給電線よりの輻射	
A-9 アマチュア無線局の運用に関する記述として、電波法(第53条及び第54条) ら4までのうちから一つ選べ。	の規定に適合しないものはどれか。下の1か
1 無線局を運用する場合においては、呼出符号は、その無線局の免許状に記載され 遭難通信については、この限りでない。	にところによらなければならない。 ただし、
2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載 し、遭難通信については、この限りでない。	されたところによらなければならない。ただ
3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所は、その無線局の免許い。ただし、遭難通信については、この限りでない。	状に記載されたところによらなければならな
4 無線局を運用する場合においては、電波の型式及び周波数は、その無線局の免ない。ただし、遭難通信については、この限りでない。	許状に記載されたところによらなければなら
A-10 次の記述は、秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条)の規定	でに照らし、 内に入れるべき最も適切
な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。	
何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる B (電気項の通信であるものを除く。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれ	通信事業法第4条第1項又は第164条第3 1を窃用してはならない。
A B 中国中华人民中华人民中国 中国 中	
1 総務省令で定める周波数の電波を使用して 暗号通信 2 総務省令で定める周波数の電波を使用して 無線通信	
3 特定の相手方に対して 暗号通信	
4 特定の相手方に対して 無線通信	
A-11 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一く	
① 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は A 無線の他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 B に処 ② ①の未遂罪は、罰する。	設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、そする。
A 1 人会共 ノバサギの促薬 ※字の集体 与色光数 最后事業に係る最后の	B 9年以下の微処フは100年用以下の罰入
1 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の 供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の 供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
3 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
A-12 欧文によるモールス無線通信において使用する「受信しました。」を示す略符号則(第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、下	
1	
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
3 -•-	

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-8 空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則(第22条)に規定するものに該当しないものはどれか。下の1から4

を下の1	から 4 までのうちから一つ選べ。
① A ② DE ③ 自局	3回 1回 の呼出符号 B
A1 VV2 VV3 EX4 EX	V 1回 3回
	周波数(又は・・・kHz(若しくはMHz))に変更して伝送してください。」を示すQ符号を表すモールス符号はど線局運用規則(第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、下の $oldsymbol{1}$ から $oldsymbol{4}$ までのうちかべ。
1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 注 モ	 ・ー ・・・ ーーー ・ー ・・・ ー・ーー ・ー ・ー・ ・・・・ ・ー ・ー・ ・・・・ ールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。
	ァベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則 (第12条及び別表第1号) 照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
2 ME3 DO4 EC	モRICA ・ ・ ・-・ ・ -・ ・ -・ ・
	${f JZVRK}$ を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則(第12条及び別表第1号)の規定に照らし、下の ${f 1}$ からうちから一つ選べ。
1 · · · 2 3 · · · 4 注 モ	・
	ュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が講じる措置に関する記述として、電波法 条の5)の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
用する	大臣は、無線設備が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使 無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ず ができる。

2 総務大臣は、無線設備が電波法第3章 (無線設備) に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2 (検査等事業者の登録) 第1項の登録を受けた者を当該無線設備を使用する無線局に派遣し、当該無線設備を検査させるこ

3 総務大臣は、無線設備が電波法第3章 (無線設備) に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使

4 総務大臣は、無線設備が電波法第3章 (無線設備) に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使

用する無線局の免許人に対し、無線局の運用の停止を命じなければならない。

用する無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更しなければならない。

とができる。

A-13 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信す

べき事項を掲げたものである。無線局運用規則(第39条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せ

A-1	8 次の記述は、無線定に照らし、		人が総務大臣に対して行う報告について述べたものである。電波法 しるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一く	
		人は、次に打 fったとき。	掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しな	ければならない。
	(3) 無線局が外	国において、 \mathbf{B} その	づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。 の他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、	、免許人に対し、無線局に関し
			4条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信の訓練の	B 混信の除去
	ために行う通信非常通信又はために行う通信	電波法第74	4条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信の訓練の	無線通信の秩序の維持
	3 非常通信4 非常通信			無線通信の秩序の維持 混信の除去
A-1			が電波法等に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述としれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。	て、電波法(第76条第1項)
	1 総務大臣は、5 ができる。	免許人が電源	皮法又は電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線	局の空中線電力を制限すること
	2 総務大臣は、9 3 総務大臣は、9	免許人が電流	皮法に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の 皮法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の免許を取 皮法に違反したときは、期間を定めて無線局の周波数を制限するこ	り消すことができる。
A-2		べき最も適	色許を与えないことができる場合について述べたものである。電波法 通切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、	
		(罰則) の罪	こ該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができ 罪を犯し A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を	
	(2) 電波法第79美消しの日から	条(無線従 B を経i	事者の免許の取消し等)第1項第1号又は第2号の規定により無線 過しない者 て無線従事者たるに適しない者	従事者の免許を取り消され、取
	A 1 懲役又は禁錮	B 1年		
	 窓(又は禁錮 2 懲役又は禁錮 3 罰金以上の刑 	2年 1年		
	4 罰金以上の刑	2年		
A-2			の定義である。国際電気通信連合憲章附属書(第1003号)の規 せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		抗行業務その他の A の運用を B し、又は無線通信規則 しくはこれを C し若しくは B する混信をいう。	に従って行う無線通信業務の運
	A 1 安全業務	B 妨害	C 反覆的に中断	
	2 安全業務3 特別業務	制限制限	中断 反覆的に中断	
	4 特別業務	妨害	中断	

- A-22 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則(第3条)の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
 - 2 送信局は、主管庁が定める周波数の許容偏差に従うよう努力するものとする。
 - **3** 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、 周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
 - **4** 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則に従って運用している送信機から混信を受けることがないようなものを採用するものとする。
- A-23 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則(第15条)の規定に照らし、 | 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 ① すべての局は、A 、過剰な信号の伝送、B 、識別表示のない信号の伝送を禁止する(無線通信規則第19条(局 の識別) に定める例外を除く。)。 ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。 ③ 混信を避けるために、送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければな ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 **C** をできる 限り利用して、最小にしなければならない。 Α 指向性のアンテナの利点 1 長時間の伝送 暗語又は略語による伝送 2 長時間の伝送 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送 送受信設備の電気的特性 3 不要な伝送 暗語又は略語による伝送 送受信設備の電気的特性 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送 指向性のアンテナの利点 4 不要な伝送 A-24 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則(第18条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適
- A-24 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則(第18条)の規定に照らし、 $_____$ 内に入れるべき最も通切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない (無線通信規則に定める例外を除く。)。
 - ② 許可書を有する者は、 B に従い、 C を守ることを要する。

ABC1 管理し、又は保守する国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定電気通信の秘密2 管理し、又は保守するその属する国の法令無線通信の規律3 設置し、又は運用する国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定電気通信の秘密4 設置し、又は運用するその属する国の法令無線通信の規律

- B-1 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者として、電波法(第 5 条)に規定されているものを 1 、規定されていないものを 2 として解答せよ。
 - ア 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 - **イ** 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
 - ウ 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
 - エ 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年 を経過しない者
 - **オ** 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2 年を経過しない者

B-2 次の表のアから才までの各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

電波の型式の記号		電	波の型式
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質 伝送情報の型式
ア	A 2 A	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであ 電信であって聴覚受って変調のための副搬送波を使用するもの 信を目的とするもの
1	C 3 F	振幅変調であって残留側波帯	アナログ信号である単一チャネルのものファクシミリ
ウ	D 7 D	同時に、又は一定の順序で振幅 変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの データ伝送、遠隔測 定又は遠隔指令
工	G 1 B	角度変調であって位置変調	デジタル信号である単一チャネルのものであ って変調のための副搬送波を使用しないもの 信を目的とするもの
オ	R 3 E	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの 電話 (音響の放送を含む。)

- B-3 一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則(第10条)の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。
 - ア 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
 - **イ** 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
 - **ウ** 無線通信は、受信者が筆記できる程度の送信速度で行わなければならない。
 - エ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
 - オ 無線通信は、できる限り正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。
- B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則(第 1 2 条及び別表第 1 号)の規定に 照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを 1 、適合しないものを 2 として解答せよ。

	字句	モールス符号
ア	OSCAR	
イ	QUEBEC	
ウ	ROMEO	•-•
工	SIERRA	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
才	TANGO	• •- •

- 注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。
- B-5 局の識別に関する記述として、無線通信規則(第19条)の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。
 - ア 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
 - **イ** アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
 - **ウ** アマチュア局は、その伝送中に少なくとも5分ごとに識別信号を伝送しなければならない。
 - エ アマチュア局は、特別とりきめにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
 - **オ** 多数の局が同時に通信するときは、各自の識別信号又はすべての関係局の識別表示を伝送しなければならないとの要件は適用しない。

- **B-6** 電波の発射の停止の命令に関する記述として、電波法(第72条)の規定に適合するものを $\mathbf{1}$ 、適合しないものを $\mathbf{2}$ として解答せよ。
 - ア 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該 無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
 - イ 総務大臣は、無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
 - **ウ** 総務大臣は、無線局の発射する電波が重要無線通信に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して 臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
 - エ 総務大臣は、無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
 - **オ** 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。